

平成25年度 介護保険サービス事業者連絡会

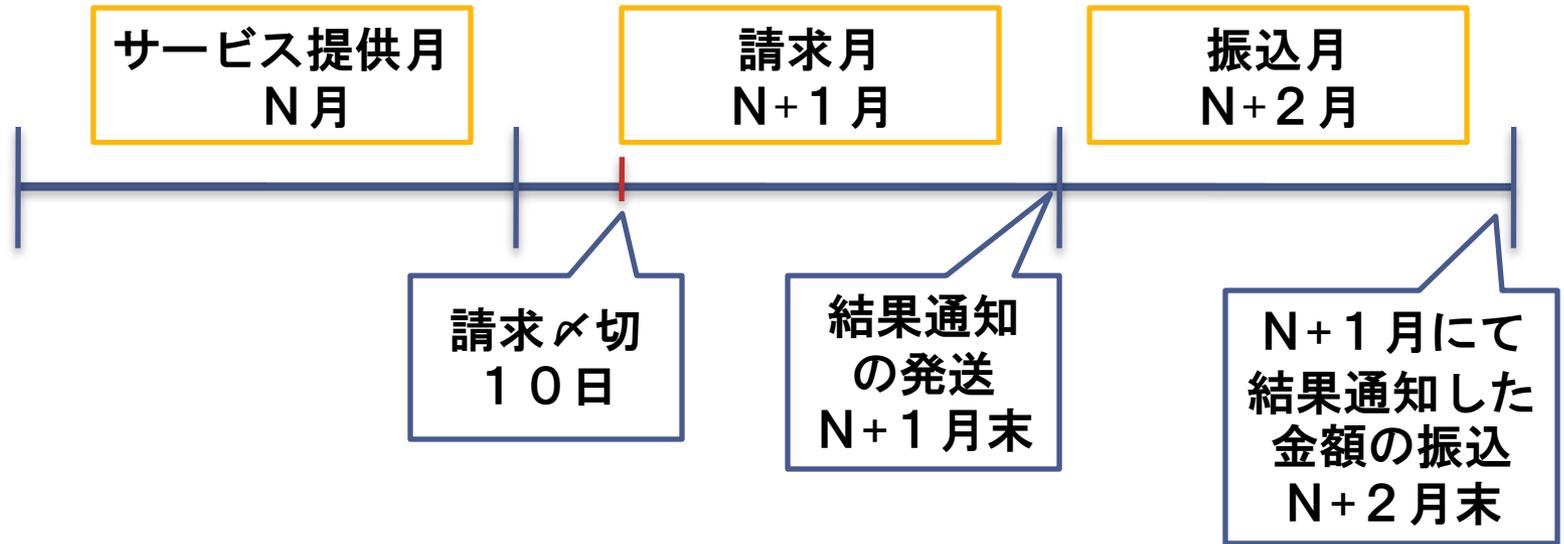
平成25年5月17日

愛媛県国民健康保険団体連合会

本日説明させていただくこと

- 請求スケジュール
- 連合会における審査
- 返戻・保留について
- よくある返戻の例
- 給付管理票との突合について
- 過誤とは
- 給付管理票の「新規」「修正」
- 難しい請求
- 伝送での請求
- 受領に関する届

請求スケジュール



(例)

N (サービス提供)	N+1 (請求)	N+2 (振込)
5月	6月	7月
6月	7月	8月

本年度のスケジュール

	請求締切日	審査結果通知 (当月審査分)	介護給付費支払 (前月審査分)
平成25年 4月	10(水)	30(火)	5/31(金)
5月	10(金)	31(金)	6/28(金)
6月	10(月)	28(金)	7/31(水)

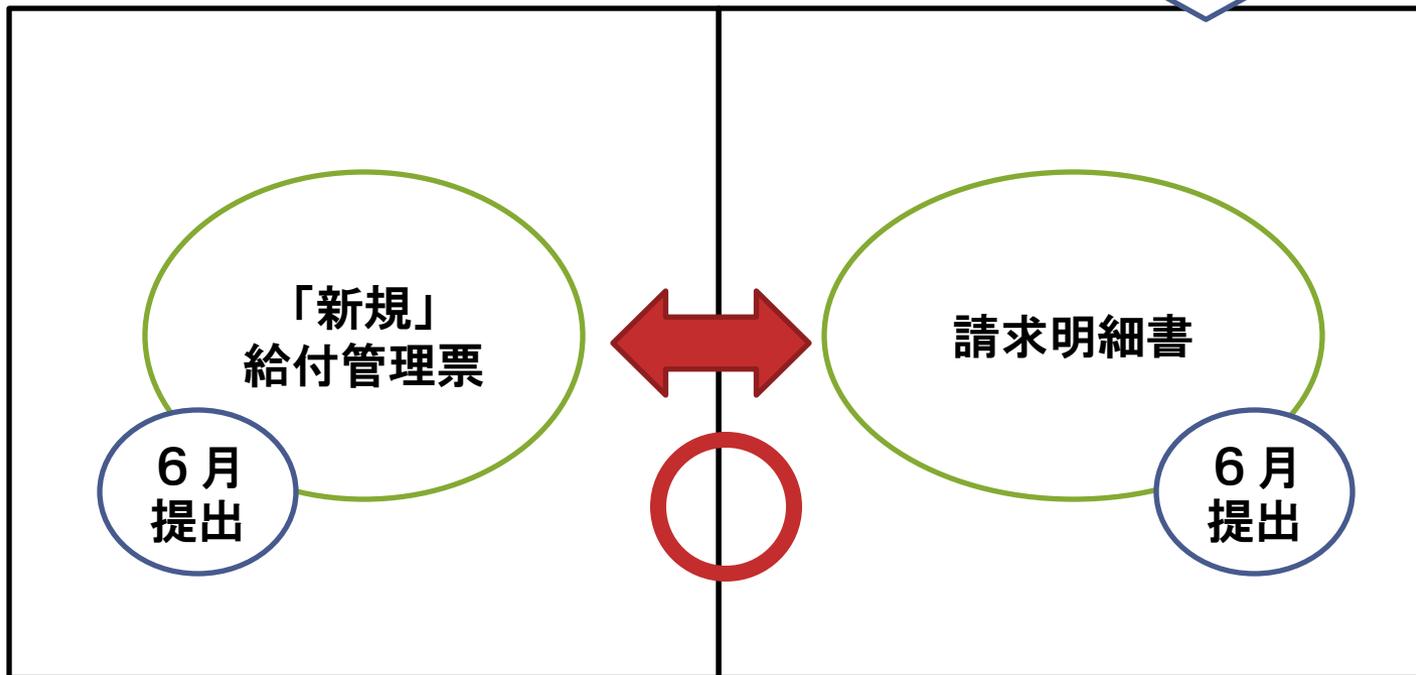
愛媛県国民健康保険団体連合会 HPにて掲載

<http://www.kokuhoren-ehime.jp/>

介護の情報→事業所の皆様へ→請求及び支払いに関するスケジュール

連合会における審査

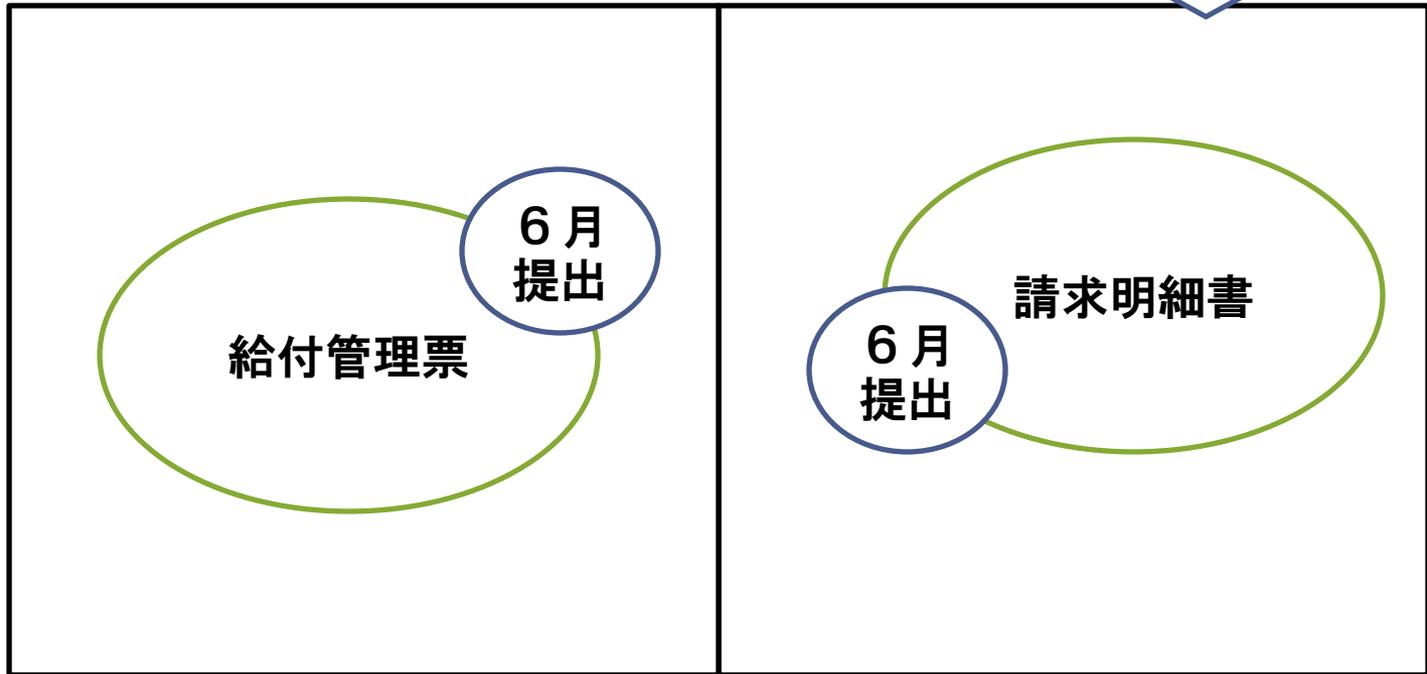
5月サービス分
6月審査なら



- ①連合会が各市町村から提供された資格情報と一致するか
- ②算定のルールと一致するか
- ③給付管理票の内容、単位数を超えていないか(在宅サービス)

返戻とは

5月サービス分
6月審査なら



- ① 連合会が保有している資格情報と明細書の資格情報が異なる
- ② 記載要領と異なる請求
- ③ 算定ルールと異なる請求

6月提出

請求明細書

返戻!

明細書が返戻になったら

5月サービス分
6月審査なら

「新規」
給付管理票

6月
提出

再請求
正しい
請求明細書

7月
提出

新しく明細書を再作成し
翌月以降に再提出が必要！！


請求明細書

6月
提出

給付管理票が返戻になったら

5月サービス分
6月審査なら

再請求
「新規」
給付管理票

7月
提出

請求明細書

6月
提出

新しく給付管理票を再作成し
翌月以降に再提出が必要！！

6月
提出

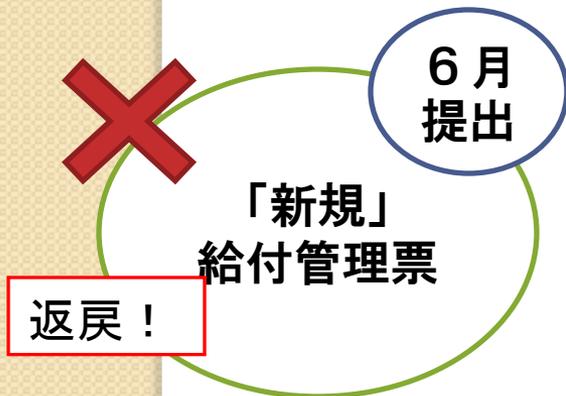
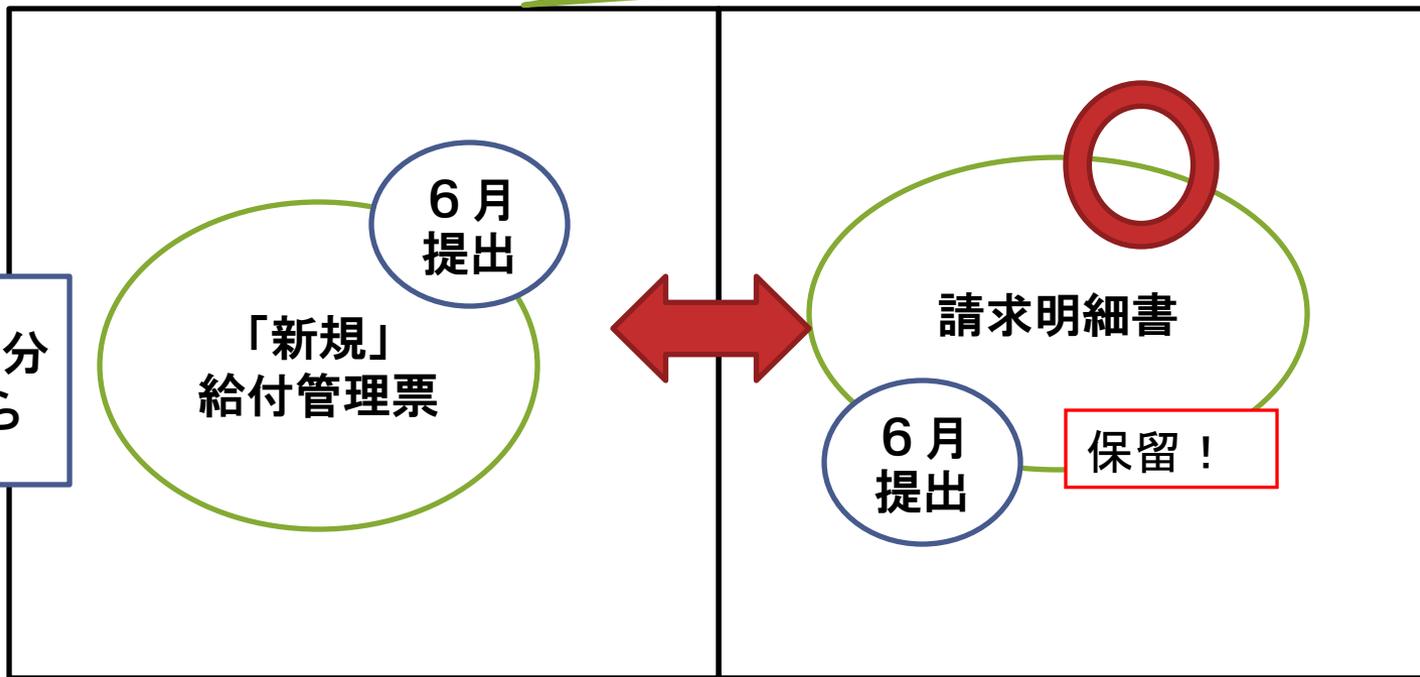
給付管理票

返戻！

- ①連合会が保有している資格情報と給付管理票の資格情報が異なる
- ②記載要領と異なる請求
- ③算定ルールと異なる請求

保留とは

給付管理票→保留にならない
返戻のみ



給付管理票・・・返戻or未提出

請求明細書・・・保留

居宅支援費の明細書は「返戻」

明細書が保留になったら

今回の場合では8月10日までに給付管理票の再提出が必要

5月サービス分
6月審査なら

再請求
「新規」
給付管理票

7月
提出

請求明細書

6月
提出



6月
提出

「新規」
給付管理票

返戻！

「保留」は2ヶ月間

給付管理票が提出→決定

翌月末に支払い

保留が2カ月を超えると

5月サービス分
6月審査なら

給付管理票・請求明細書
両方の再提出が必要

6月
提出

請求明細書



6月
提出

「新規」
給付管理票

返戻！



6月
提出

請求明細書

連合会にて自動的に
8月に返戻！

返戻・保留はどこでわかるか

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	99700000000	平成〇年〇月審査分		平成〇年〇月〇日				
事業所（保険者）名	〇〇介護事業所	〇〇県国民健康保険団体連合会						
1 頁								
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考

給付管理か明細か？

給...給付管理票
請...請求明細書
サ...サービス計画費

どんな内容の
エラーか？

保留か返戻か？

保留...保留
返戻...エラーコード
(例、PA、SA)

「返戻（保留）一覧表」

結果通知と一緒に月末発送

どうして返戻か

事由	内 容	備 考
B	日数回数 : 明細が受給可能日数超過 : 1001	FB
B	日数回数 : 明細が受給可能日数超過 : 1003	FB
B	サービス実日数 : 市町村認定の利用可能日数超過	FO

備考欄のエラーコードでエラーの内容を示しています。

すべてのエラーコードの一覧表は

愛媛県国民健康保険団体連合会 HPにて掲載

<http://www.kokuhoren-ehime.jp/>

介護の情報→事業所の皆様へ→審査支払結果帳票の解説
→エラーコードについて

よくある返戻エラー

- FB・FO
- N4・NM
- PA

エラーコード：FB, FO

事由	内 容	備 考
B	日数回数 : 明細が受給可能日数超過 : 1001	FB
B	日数回数 : 明細が受給可能日数超過 : 1003	FB
B	サービス実日数 : 市町村認定の利用可能日数超過	FO

原因

月の途中で要介護の認定を受けた場合や資格を喪失した場合に、**利用者の当該でのサービスを受けられる日数**より、請求されたサービス日数が多い場合です。転居等で保険者が変更になっている場合もあります。(次頁の例参照)

対応

利用者の被保険者証等で認定日、喪失日を確認してください。

FB, FOとなる請求明細書の例

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	車いす貸与	1 7 1 0 0 1		3 0	7 0 0			11111-111111
	特殊寝台貸与	1 7 1 0 0 3		3 0	1 3 0 0			33333-333333

誤：30日
正：25日

国保連は、保険者が国保連に登録している内容を確認し、利用者がサービスを受けられる日数「25日」より、請求されたサービス日数「30日」の方が多いため、FBエラーとなります。

請求額集計欄	①サービス種類コード / ②名称	1 7							
	③サービス実日数	3 0 日							
	④計画単位数		2 0 0 0 0						
	⑤限度額管理対象単位数		2 0 0 0 0						
	⑥限度額管理対象外単位数		0						
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数) + ⑥		2 0 0 0 0						
	⑧公費分単位数								
	⑨単位数								
	⑩単位								

受給者台帳

(保険者(A市)が国保連に登録している受給者の情報)

保険者番号	被保険者番号	被保険者名	資格喪失日
990000	0000000001	かこ 知久	20070826

※かこ 知久は8月26日にA市の介護保険資格を喪失
8月は、8月1日～8月25日までの25日間サービスを受けられる

国保連は、保険者が国保連に登録している内容を確認し、利用者がサービスを受けられる日数「25日」より、請求されたサービス日数「30日」の方が多いため、FOエラーとなります。

受給者台帳とは
被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間等を登録した情報

円/単位	合計
	3 7 9 6 2
	4 2 1 8

エラーコード：N4，NM

事由	内 容	備 考
B	様式番号 : 過去に同じ請求明細書を提出済	N4
B	様式番号 : 過去に同じ請求明細書を提出済	N4
B	サービス種類 : 支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	NM

セット

原因

- ・請求済のデータを再度提出してしまった。
- ・給付管理票の修正のみすべきところ、サービス計画費を提出してしまった。
- ・既に支払が完了している請求明細書の間違いに気づき、取り下げ(過誤)の手続きをしないまま、再度請求した場合が考えられます。
- ・N4とNMのセットは、以前に0単位で確定している明細書を再請求した場合です。

対応

- ・誤って請求明細書を請求してしまった場合はなにもする必要はありません。
- ・決定済みの請求明細書を訂正する場合は、保険者に取り下げ(過誤)の手続きをしてから 処 理月を確認の上、再請求をして下さい。過誤の結果は、「介護給付費過誤決定通知書」で確認できます。
- ・NMは、給付管理票の修正のみで再請求はいりません。

エラーコード：PA

事由	内 容	備 考
B	証記載保険者番号 : 市町村の認定変更が未決定	PA
B	被保険者番号 : 市町村の認定変更が未決定	PA

原因

連合会が各市町村から提供された受給者情報が、要介護認定について「変更(更新)申請中」となっている被保険者の場合です。

対応

認定が確定していれば、再請求。

保険者が変更(更新)申請を受け付けてから確定するまで約30日かかります。この日数を考慮に入れて請求してください。また留意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成したものを提出するようにしてください。